

新潟県 母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表

令和8年4月1日現在

資金の種類	貸付対象等								用途	貸付限度額 (単位：円)		据置期間	償還 (返済) 期間	利率 (年利) ※①
	(1) 母子家庭の母・父子家庭の父	(2) 寡婦	(3) 母子家庭又は父子家庭の児童	(4) 母子家庭又は父子家庭の子	(5) 寡婦が扶養する子	(6) 母子・父子福祉団体	(7) 父母のない児童	(8) 四十歳以上配偶者なし女子		個人	母子・父子 団体			
事業開始 資金	●	●						●	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	個人 3,720,000 母子・父子 団体 5,580,000	1年	7年	無利子または年1.0%(連帯保証人の有無による)	
事業継続 資金	●	●						●	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	個人 1,860,000 母子・父子 団体 1,860,000	6ヶ月	7年	同上	
技能習得 資金	●	●						●	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が高等学校に修学する場合にその修学及び入学に必要な資金	一般 月額 68,000 特別 一括 816,000 運転免許 460,000	知識技能 習得後1年	20年	同上	
修業 資金			●	●	●			●	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 ※運転免許取得は、高校3年在学中で就職を希望する児童に限る	月 額 68,000 運転免許 460,000	知識技能 習得後1年	20年	無利子	
就職支度 資金	●	●	●					●	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金 ※特別分は、通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合に限る	一 般 110,000 特 別 340,000	1年	6年	児童にかかるもの：無利子 配偶者のない女子又は男子にかかるもの：無利子または年1.0%(連帯保証人の有無による)	
医療介護 資金	●	●	● (介護除く)					●	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金 ※医療特別は、所得税非課税世帯又はこれに準ずる世帯に限る	医療 一般 340,000 特別 510,000 介 護 500,000	6ヶ月	5年	無利子または年1.0%(連帯保証人の有無による)	
生 活 資金	●	●						●	知識・技能を習得している期間中の生活の安定・継続に必要な資金	技能 一般 ※② 月額 141,000 特別 一括 423,000	知識技能 習得後6ヶ月	20年	同上	
	●	●						●	医療介護を受けている期間中の生活の安定・継続に必要な資金	医療 一般 ※② 月額 118,000 特別 一括 354,000	医療介護 終了後6ヶ月	5年		
	●								母子家庭又は父子家庭となって7年未満の母又は父の生活の安定・継続に必要な資金(総額2,832,000円以内)	一般 ※② 月額 118,000 特別 一括 354,000	6ヶ月	8年		
	●	●						●	失業している期間中の生活の安定・継続に必要な資金(離職した日の翌日から1年以内)	一般 ※② 月額 118,000	6ヶ月	5年		
	●								家計が急変した者	児童扶養手当に準拠した額(全額支給の場合)の範囲内	6ヶ月	10年		
住 宅 資金	●	●						●	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、増築に必要な資金	普 通 1,500,000 特 別 2,000,000	6ヶ月	6年 7年	同上	
転 宅 資金	●	●						●	住宅の移転に必要な資金	260,000	6ヶ月	3年	同上	

※① 無利子の資金でも、返済期限に遅れると年3%の違約金(延滞利息)が課せられます。

※② 生計中心者でない場合は 月額 79,000円。

資金の種類	貸付対象等								用途	貸付限度額 (単位：円)	据置期間	償還 (返済) 期間	利率 (年利) ※①
	(1) 母子家庭の母・父子家庭の父	(2) 寡婦	(3) 母子家庭又は父子家庭の児童	(4) 母子家庭又は父子家庭の子	(5) 寡婦が扶養する子	(6) 母子・父子福祉団体	(7) 父母のない児童	(8) 四十歳以上配偶者なし女子					
修学資金			●	●	●		●		高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	学校種別、通学方法、学年等により異なる 【別表1のとおり】	卒業後 6ヶ月	15年 ※③	無利子
就学支度資金			●	●	●		●		就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	学校種別、通学方法等により異なる 【別表2のとおり】	卒業後 6ヶ月	10年 ※③	同上
結婚資金	●	●						●	母子家庭又は父子家庭の児童又は子、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	330,000	6ヶ月	5年	同上

※① 無利子の資金でも、返済期限に遅れると年3%の違約金(延滞利息)が課せられます。

※③ 学校種別により、一部例外があります。

【別表1 修学資金 貸付限度額一覧表】

(単位：円)

学校等種別			限度額Ⅰ※④		限度額Ⅱ※④	
			月額		月額	
高等学校 専修学校(高等課程)※⑤	国公立	自宅	27,000	同左		
		自宅外	34,500	同左		
	私立	自宅	45,000	同左		
		自宅外	52,500	同左		
高等専門学校※⑥	国公立	自宅	31,500	同左		
		自宅外	33,750	同左		
	私立	自宅	48,000	同左		
		自宅外	52,500	同左		
専修学校(専門課程)※⑤⑥	国公立	自宅	67,500	同左		
		自宅外	78,000	77,500		
	私立	自宅	89,000	84,500		
		自宅外	126,500	108,500		
短期大学※⑥	国公立	自宅	67,500	同左		
		自宅外	96,500	86,500		
	私立	自宅	93,500	86,500		
		自宅外	131,000	110,500		
大学※⑥	国公立	自宅	71,000	69,500		
		自宅外	108,500	92,500		
	私立	自宅	108,500	95,000		
		自宅外	146,000	121,000		
大学院	修士課程	132,000	同左			
	博士課程	183,000	同左			
専修学校(一般課程)			55,500	同左		

※④ 修学する子に貸し付ける場合又は前年所得682万円以下の扶養者に貸し付ける場合は「限度額Ⅰ」表、それ以外の場合は「限度額Ⅱ」表を適用します。

また、この表は1年生の時に申請する場合の限度額です。申請時に2年生以上の場合は限度額が異なる場合があります。

※⑤ 専修学校の場合、高等課程または専門課程であっても、学科の内容等によっては一般課程の貸付限度額を適用する場合があります。

※⑥ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援を受ける場合は、表に定める限度額から大学等修学支援制度による授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を控除した額が限度額となります。

【別表2 就学支度資金 貸付限度額一覧表】

(単位：円)

学校等種別		限度額	
小学校(※⑦)		91,600	
中学校(※⑦)		101,000	
専修学校(一般課程)	自宅	150,000	
	自宅外	160,000	
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅	150,000
		自宅外	160,000
	私立	自宅	410,000
		自宅外	420,000
大学・短期大学・大学院 高等専門学校 専修学校(専門課程又は 専攻科)	国公立	自宅	420,000
		自宅外	430,000
	私立	自宅	580,000
		自宅外	590,000
修業施設	自宅	272,000	
	自宅外	282,000	

※⑦ 小学校、中学校の貸付けは、所得税非課税又はこれに準ずる世帯に限ります。

※お子さんが借主となる場合や償還能力等から連帯保証人を立てる必要があると認められる場合は連帯保証人を求める場合があります。